明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○容器保安規則等の一部を改正する省令（経済産業六一）　一
〔告　示〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁二〇）　九
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務四四）　一〇〇
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同四五）　一〇一
○認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準（経済産業一六六）　一〇三
○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部を改正する告示（同一六七）　一〇六
〔官庁報告〕
官庁事項
漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針の公表について（農林水産省）　一一〇
漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更の公表について（同）　一一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三〇
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消関係　一四一
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出、押収物還付関係　一四二
会社その他　一四三
会社決算公告　一四六

省　令

○経済産業省令第六十一号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十一日

経済産業大臣　**齋藤　健**